

令和 8 年度「適合証明技術者業務オンライン講習」開催のご案内

「適合証明技術者」は、住宅金融支援機構のフラット 35（中古住宅）等の依頼に基づき、書類審査及び現地調査を行い、住宅金融支援機構の基準に適合しているかの判定業務を行うことができます。

「適合証明技術者」の登録には、登録制度の内容、意義及び業務の重要性を十分認識していただくとともに、的確に業務を行っていただくための講習の受講が義務付けられていますので、必ずご受講ください。

主 催 一般社団法人日本建築士事務所協会連合会
一般社団法人兵庫県建築士事務所協会
協力：独立行政法人住宅金融支援機構

受講対象者 建築士事務所に所属する建築士

登録料、受講料、実務手引代

※既存住宅状況調査技術者資格有効期間に応じて登録料が異なります。

登録料	受講料（税込・テキスト代を含む）	合計
【1 年間】 7,700 円	16,500 円	【1 年間】 24,200 円
【2 年間】 15,400 円		【2 年間】 31,900 円
【3 年間】 23,100 円		【3 年間】 39,600 円

講 師 一般社団法人 兵庫県建築士事務所協会 担当委員（DVDによる講習です）

テキスト 「適合証明技術者業務講習」実務手引

講習方法 第 3 期 10 月 28 日（水）～11 月 10 日（火）の間でのオンライン講習

＊申込期間 **9 月 1 日（火）～10 月 12 日（月）** 郵送必着でお願いします。

申込方法

① 申込書の入手

登録申請書、確認書、兵庫県版受講申込書をダウンロード（<https://www.kyj.jp/ntj/index.html>）により入手してください。

※確認書は必ず A3 サイズで印刷して使用して下さい。

② 登録申請書、確認書、受講申込書の作成

登録申請書（**印鑑 3 箇所**）、確認書（**印鑑 2 箇所**）、兵庫県版受講申込書（7）に必要事項をご記入のうえ、以下の書類を添付してください。

- (1) 登録予定建築士の写真 1 枚のみ（登録申請書貼付用）無帽、無背景、正面（胸部より上部分）を写したカラーの証明写真（縦 3.0cm、横 2.4cm）で、6 カ月以内に撮影したもの。白黒不可、デジタルカメラのプリントカラー写真可、スナップ写真については不可）

※写真は登録申請書に貼付けて提出して下さい。

- (2) 都道府県知事または指定事務所登録機関が発行した、建築士事務所登録を証する書類の写し
- (3) 建築士免許証の写し、またはカード型建築士免許証明書の写し
- (4) 運転免許証、パスポート、マイナンバーカード等公的機関発行の写真付き資格者証等、本人の氏名と写真が確認できる書類の写し

- (5) **2027 年 4 月 1 日以降有効な**既存住宅状況調査技術者講習修了証明書または資格者証の写し
 ※申請時に **2027 年 4 月 1 日以降有効な資格を有さない場合、資格取得後の上記書類を 2027 年 2 月末までにご提出ください。** 書類を確認できない場合、「適合証明技術者登録証明書」を交付できません。
- (6) 受講料振込の場合は、銀行振込の控えの写し
- (7)兵庫県版受講申込書（オンライン講習）

③ 登録料、受講料、実務手引代のお支払い

上記の合計金額を所定の口座へのお振込によりお支払いいただき(登録料が 1 年間、2 年間、3 年間により金額が異なります)、振込控えの写しを添付してください。

お振込先は、下記をご参照ください。

※一度納付された受講料は、主催者の責により講習を受講できなかった場合を除き、返還しません。

③ 申込書等の提出

申込期間内に、申込に必要な書類一式を窓口へ**郵送にて**提出してください。

※必ずご郵送前に、**ご印鑑、自署の欄**をご確認ください。

※令和 8 年度も窓口での受付は実施しません。なにとぞご了承下さい。

④ 受講票の受け取り

お申し込み後、受講票が発行され、メールでお届けします。

申 込 郵送先

窓 口 名	一般社団法人 兵庫県建築士事務所協会
郵送先	〒650-0011 神戸市中央区下山手通5-9-18 古河ビル4階
電話番号	078-351-6779

振 込 先

口座番号	三井住友銀行 兵庫県庁出張所 普通 3251105
口座名義	シヤ)ヒョウゴケンケンチクジシムシヨキョウカイ 一般社団法人 兵庫県建築士事務所協会

(振込手数料はご負担下さい。)

登録更新について

「適合証明技術者登録証明書」は、2027 年 3 月中旬以降、登録機関事務局から技術者宛てに簡易書留で郵送します。

CPD 建築 CPD 情報提供制度の認定プログラムとなる予定 (3 認定時間)。